

別表（第2条、第3条関係）

補助対象事業	事業内容	補助内容	補助対象	補助額		
				担い手農家 (認定新規就農者等)	一般農業者	農業者団体
1 生産性向上補助事業	農業者が農業用機械の購入、点検又は修理に要した費用の支援 (補助内容1及び2のそれぞれについて、1機限りとする)	1 農業用機械の購入に要した費用 (5万円以上(税抜)に限る)	トラクター、コンバイン、田植機、管理機、草刈機等 [補助対象外] 軽トラック等農業以外にも使用可能なもの、アタッチメント等の機器の付属装置のみの購入	購入費用の20パーセント 上限40万円	購入費用の10パーセント 上限20万円	購入費用の20パーセント 上限40万円
		2 農業用機械の点検又は修理に要した費用 (2万円以上(税抜)に限る)	点検又は修理にかかった費用の20パーセント 上限4万円	点検又は修理にかかった費用の10パーセント 上限2万円	点検又は修理にかかった費用の20パーセント 上限4万円	
2 環境保全型農業補助事業	地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献するため、環境保全に効果の高い営農活動(環境保全型農業)を行う農業者団体に対する支援	環境保全型農業に対する補助 (カバークロップ(レンゲやヘアリーべッヂ等))	農作物の生産で化学肥料を原則5割以上低減する取り組みと合わせてカバークロップの作付ける取組	-	-	1アール当たり600円
3 体験農業補助事業	農地の保全又は地域農業の振興等を目的に活動している農業者及び農業者団体の行う体験農業等の実施に対する支援	体験農業等の実施に係る補助(10人以上での実施に限る)	田植え、稻刈り、芋掘り等市民を対象とした体験農業の実施	1回につき1万円	1回につき5,000円	1回につき2万円
4 担い手農家育成補助事業	地域計画策定区域内において農地を借り受け集積を行った農業者又は農業者団体に対する支援	農地を借り受けた場合の補助	地域計画策定区域内において農地中間管理事業により農地を借り受け集積を行った面積	1アール当たり1,500円	1アール当たり1,500円	1アール当たり1,500円

備考

1の生産性向上補助事業に係る補助対象事業に要する費用には、保証料及び運搬料を除く。

農業者団体は、団体の規約と代表者を定め、口座を開設している、構成員3人以上の団体とする。